平成２３年（フ）第２６号
愛知県豊橋市中浜町22番地　キングスコート中浜902号室、住民票上の住所愛知県豊川市蔵子６丁目10番地11　ロイヤル新道マンション302号
債務者　兼子　留美
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２７号
愛知県豊橋市岩屋町字岩屋下76番地の23
債務者　持田　幸枝
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１４６号
熊本県水俣市桜ケ丘10番40号
債務者　山下　敏昭
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第１８号
栃木県下都賀郡岩舟町大字畳岡711番地４　サンビレッジ小荷田Ａ103号、従前の住所栃木県下都賀郡岩舟町大字静892番地１　パナグレイスＤ101号
債務者　吉田　　浩
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第９１７号
愛知県豊田市上挙母３丁目31番地　セジュール上挙母Ｂ202号、旧住所愛知県豊田市新生町１丁目27番地６
債務者　山下　秀樹
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月11日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
愛知県岡崎市大平町字砂原22番地１　メゾン西大平305
債務者　三浦　喜一
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月11日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１７６号
東京都昭島市中神町１丁目27番14号
債務者　中野　康男
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月28日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３６号
石川県小松市今江町９丁目534番地１、従前の住所石川県小松市日末町ハ１番地５
債務者　村井　邦治（旧姓林）
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月28日午前11時30分
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第２５号
長崎県佐世保市権常寺町1106番地28
債務者　谷野　和代
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
青森市沖館５丁目16番２号
債務者　工藤　剛史
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５１号
青森市桂木２丁目１番地５　メゾンミユキ203号
債務者　菊池　大樹
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７２号
長崎県佐世保市日宇町2084番地６
債務者　藤澤　正明
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３７７号
長崎県佐世保市江迎町志戸氏903番地
債務者　稲田　美紀
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１３号
長崎県佐世保市名切町339番地３　カーム名切201、住民票上の住所長崎県佐世保市中里町336番地１
債務者　右近　一人
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係